

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 堀川 拓郎

令和6年度第8回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第9号により、下記のとおり令和6年度第8回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和6年(2024年)11月14日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

第38号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

第39号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

請願

第6-9号 対都教委”君が代”5次訴訟(7月18日・東京地裁)での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願

報告事項

第23号 行政情報の公開請求

議案第38号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和6年11月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第39号

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和6年11月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

《提案理由》

日野市立学校設置条例の改正に基づき、規則の一部改正を行うものです。

教育委員会規則第 号

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則

日野市立幼稚園に関する規則（昭和39年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表日野市立第四幼稚園の項を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度に日野市立第四幼稚園に入園する4歳児における日野市立幼稚園に関する規則（昭和39年教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定の適用については、同項中「2年保育」とあるのは「1年保育」とする。

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

は、改正部分を示す。

新			旧		
第1条～第11条 略 付則 略 別表（第3条関係）			第1条～第11条 略 付則 略 別表（第3条関係）		
幼稚園の名称	4歳児定員	5歳児定員	幼稚園の名称	4歳児定員	5歳児定員
日野市立第二幼稚園	略	略	日野市立第二幼稚園	略	略
			日野市立第四幼稚園	30人	35人
日野市立第七幼稚園	略	略	日野市立第七幼稚園	略	略
第1号様式 以下略			第1号様式 以下略		

請願審査

請 願 番 号	請願第6－9号
受 付 年 月 日	令和6年10月10日
件 名	対都教委”君が代”5次訴訟（7月18日・東京地裁）での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願
請願者住所氏名	

対都教委“君が代”5次訴訟(7月18日・東京地裁)での、心に響く原告の現・元教諭3人の本人尋問の内容を、本市の教職員に周知頂きたい等の請願



1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

卒業式等の“君が代”不起立で東京都教育委員会から懲戒処分を受けた都立学校の現・元教職員15人の不当処分取消し第5次訴訟で、東京地裁(野口宣大(のぶひろ)裁判長)が7月4日開いた、岡田正則早稲田大学大学院教授に対する証人尋問と、「原告の現・元教職員3人への本人尋問」で、——国連のILO(国際労働機関)とUNESCO(国際教育科学文化機関)の合同委員会(CEART(セアート))が、19年3月と22年6月、日本政府と都教委に対し“君が代”起立強制の政策を見直すよう是正勧告を行ったのに続き、国連自由権規約委員会も22年11月4日、「都教委による教職員や児童生徒等への“君が代”起立・斉唱強制に、懸念(serious concern)を表明」する第7回日本審査総括所見を公表した。——等の証言が出た。

この件は本会が2024年8月15日(木)、貴教委に提出した請願において、明らかにした。

今回は7月18日の6人の現・元教諭への本人尋問(103大法廷の約100人の傍聴席は満席)のうち、3人の現・元教諭に絞り報じた、月刊『マスコミ市民』2024年10月号掲載の教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事【PDFは後日メール。誰でも無料で見られる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/10/01も「https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/cf1169413999e13ea8b961aeb7cbd5f」のURLにて転載】を基に、「2 具体的請願・分析事項」に掲げる各項を、日野市教委にあつては堀川拓郎さんと4人の教育委員、長崎将幸さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、11月(木)の定例会では、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂きたい。

2 具体的請願・分析事項

2-1 添付の月刊『マスコミ市民』10月号が7月18日の本人尋問を掲載した一人目の、生徒から「幸子(さちこ)」とファーストネームで呼ばれていた佐藤教諭(仮名。家庭科)の証言を熟読頂き、以下の(1)~(5)と、澤藤(さわふじ)統一郎弁護士の発言に係る(6)とを、本市の全教職員(校長を含む)に周知して頂き、((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂き)、道徳教育でも活用頂きたい。

また、文科省・都教委に、本請願の内容を踏まえた意見書を出して頂きたい。

(1) 都教委や校長からの(あるいは生徒間の)同調圧力に屈しない生き方をする尊さ

(2) 「天皇の治世の永続を願う意であり、主権在民に反する歌詞の“君が代”ゆえ、起立したくない」と、自ら主体的に深く考え、不起立すると決意した生徒の純粋かつ勇気ある気持ちに、教員が寄り添う行動をする大切さ

(3) 都教育長という政治的中立性が厳しく求められるはずの公職にありながら、「自民党という特定の政治家らが開催した、社会科教科書採択を求める政治色の濃い集会」に数回登壇した、国家主義勢力(権力者)側の“象徴”と言える、横山洋吉氏の発出した“10・23通達”の通り、東京の全公立の小中高校、特別支援学校の校長らが出した、「“君が代”起立・斉唱せよ、命令違反は懲戒処分というA4判1枚の職務命令書に服従し起立してしまう行為と、前記(2)の純粋かつ健気(けなげ)な生徒に向き合い寄り添うことを大切にし不起立を貫く行為との選択を迫られ」苦悩する、生徒思いの教員の真面目さ

※ 道徳の授業の勇気・博愛・信念・国際理解・寛容等の内容項目で「六千人の命のビザ」(杉原千畝さんが、第二次世界大戦中、日本領事館領事代理として赴任していたリトアニアで、ナチス・ドイツによって迫害されていた多くのユダヤ人に、外務省の訓令に反することに苦悩しつつ、人道主義の思想を大切にし、クビを覚悟の上でビザを発給し、命を救ったという教材)を扱う時、教員はこの(3)と関連付けてほしい。

(4) “10・23通達”直後当時は30歳台前半で若く、定年までの人生を考え、苦悩した末、“君が代”の40秒間起立してしまう行為を選択してしまった佐藤教諭が、

——“君が代”斉唱の40秒間は心と体を分裂させ、この辛いことをやり過ごす努力をしてきた。「私はここに立っているけど私の魂はここにはない」と40秒間、式場・体育館の上空に魂を飛ばしていた。しかしいくら自分をごまかしても、息苦しさ

日野市 堀川 拓郎 氏

は増すばかりだった。／魂が抜け殻のようになり、ただ耐え忍ぶことだけを考えてきた……—と証言した。

このことから、“10・23通達”や職務命令によって、(2)の純粋かつ健気(けなげ)な生徒に向き合い寄り添うことを大切にしようとする教員を悩ませ苦しめる、都教委官僚(背景には文部官僚も)や、少なからぬ(副)校長やその部下の主幹教諭らによる一般教諭へのいじめ・パワハラ。

(5) “10・23通達”発出後の卒業式から9年後の13年4月、佐藤教諭が、——「もう一度生徒と向き合いたい」と、担任を持つことになった。入学者名簿を見ると、外国籍の生徒や障害を持つ生徒がいる等、様々。「今度は後悔したくない、生徒と真摯に向き合いたい。今度こそ生徒に信用される教員になりたい」。こう思うと、もう入学式でも卒業式でも、“君が代”時に立つことはできず、複数回の懲戒処分を受けた。——

という、“10・23通達”や職務命令に抗する勇氣や清々(すがすが)しさ。

↓

※ 道徳の授業の勇氣・信念・寛容等の内容項目に加え、小中高校の特別活動の学習指導要領解説の「入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い」とあるうちの、“厳粛”には本会は反対だが、勇氣ある不起立は、「清新な雰囲気＝清々(すがすが)しさ」にもつながるのではないか。

(6) 佐藤教諭を含む「被処分者の会」の教職員たちが、8月28日に豊島区池袋で開催した総会で、澤藤統一郎弁護士は、前記(3)の不起立を貫く教員の「苦悩」「真面目さ」という太字・ゴシックの語を用いつつ、

——対都教委“君が代”裁判をやって21年。「人間の尊厳とは何か、それを蹂躪する国家権力とは何か」をずっと問うてきた。原告教員一人一人が自分の人生・人格をかけて裁判に取り組んでいる、その思いを裁判官に伝え、「あなたのリーガルマインド・人権意識からいって、都教委はおかしいでしょう」と認識してもらえよう、説得する努力をしていきたい。——

と発言された。

この澤藤弁護士の発言にある、不起立教員の「苦悩」「真面目さ」の中身も、本市の全教職に周知して頂きたいし、道徳教育でも活用頂きたい。

2-2 二人目の、国語科の大能清子(おおのきよこ)元再任用教諭は、月刊『マスコミ市民』10月号掲載の(2)にある通り、——生徒が“君が代”起立・斉唱を望まない理由は、①「暴走族の歌で怖い」というイメージを持つ、②“君が代”の歴史(天皇制等)を勉強して、

③宗教的理由で、④小中で強制されたから、⑤両親や祖父母の経験を聞いたから、⑥(定時制の高齢の生徒で)歴史認識・体験から等、様々だ。しかし「絶対に立たないぞ」と言っている、周りの同調圧力に勝てない生徒は多い。——と証言した。

この①～⑥を、本市の全教職員(校長を含む)に周知して頂き((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等でも紹介して頂き)、道徳教育に加え、社会科・公民科教育でも活用頂きたい。

また、文科省・都教委に、本請願の内容を踏まえた意見書を出して頂きたい。

2-3 月刊『マスコミ市民』10月号掲載の(3)が、

——公的年金支給年齢の段階的引き下げに伴い、「定年前の5年間に懲戒処分を受けた教員は、年金支給年齢に達した年度で再任用を打ち切る」と勝手に線引きをした都教委は、勤務校の校長が「本校の定時制は8人しか教員がいないのに異動者が多く、大能さんは必要です」と具申したにもかかわらず、「校長の意向は聞かない」と拒否。24年3月末で(あと1年働ける)私を雇い止めにした。再任用継続は99%合格していて、24年度の不採用は私だけだと聞いた。——

と、大能さんの証言を掲載している、

3箇所目の波線部について、以下の(1)～(3)の請願や質問に誠実に対応、回答するよう、都教委に強く要請頂きたい。

(1) 1箇所目の波線部の「線引き」をした根拠となる文書をメール頂くと共に、「定年前の5年間に懲戒処分を受けた教員は……」という“線引き”をした根拠を詳しく説明して頂きたい。

(2) 2箇所目の波線部は、校長が大能さんの残留の必要性を具申したにもかかわらず、都教委が「校長の意向は聞かない」と拒否した——とある。

これでは、都教委や文科省がよく言う「校長のリーダーシップ」や「校長の権限強化」とは名ばかりであり、実際は「都教委の権限強化」になっているのではないか?

(3) 3箇所目の波線部の、「再任用継続の合格と不採用の」人数と率(%)を、記録が残っている年度から24年度まで、正確に情報提供してほしい。

3 以下の2点の請願や質問に誠実に対応、回答するよう、都教委に強く要請頂きたい。

月刊『マスコミ市民』10月号掲載の、川村佐和(さわ)・元再任用教諭は大能さんより1歳年上なので、年齢上、再任用教諭は難しいとしても、臨時的任用教員と時間講師は可能なはずではないか。

これら受験申込書の「賞罰」欄を22年2月下旬以降、「刑罰・処分歴」欄に突如変更した理由は、“君が代”不起立教員を排除する意図があるか、明らかにされたい。

日野市教員請願 2頁(3)

報告事項第23号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和6年11月14日 提出

日野市教育委員会
教育長 堀川 拓郎

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	10月4日	10月18日	2024年度日野市立小学校全校と市立中学校全校の「公立学校施設等の統括表」(1ページ目)	全部公開